

# 第 59 回京都フットボールリーグ 2024 1 部リーグ決勝ラウンド 実 施 要 項 (案)

1. 名 称 第 59 回京都フットボールリーグ 2024 1 部リーグ決勝ラウンド
2. 主 催 一般社団法人 京都府サッカー協会・京都フットボール連盟
3. 後 援 京都新聞
4. 協 賛 株式会社 モルテン
5. 試合日程

| 節 | 月 日              | 時間      | 試 合  |      | グラウンド | 審 判 | 競技委員 |
|---|------------------|---------|------|------|-------|-----|------|
|   |                  |         | チーム名 | チーム名 |       |     |      |
| 1 | 10 月 27 日<br>(日) | 11 : 30 | 1 位  | 4 位  | 洛西浄化  | 協 会 | 連 盟  |
|   |                  | 14 : 00 | 2 位  | 3 位  |       |     |      |
| 2 | 11 月 4 日<br>(月祝) | 11 : 30 | 2 位  | 4 位  | 洛西浄化  | 協 会 | 連 盟  |
|   |                  | 14 : 00 | 1 位  | 3 位  |       |     |      |
| 3 | 11 月 17 日<br>(日) | 11 : 30 | 3 位  | 4 位  | 洛西浄化  | 協 会 | 連 盟  |
|   |                  | 14 : 00 | 1 位  | 2 位  |       |     |      |

6. 競技方法 (1)年間のリーグ戦成績を反映させ、上位チームに、予め勝点を付与する。  
1 位 : 勝点 3、2 位 : 勝点 2、3 位 : 勝点 1、4 位 : 勝点 0  
この勝点以外の成績等は、決勝ラウンドに反映しない。  
(2)第 59 回京都フットボールリーグ 2024 1 部リーグ上位 4 チームによる、1 回戦総当たり  
リーグ戦を行い、1 部リーグの最終順位を決定する。  
(3)これまでのリーグ戦の勝点、警告累積は持ち越さない。  
(4)試合時間は 90 分とする。同点の場合は PK 方式により勝者を決定する。  
ハーフタイムのインターバルは 10 分、PK 方式に入る前のインターバルは 1 分とする。  
(5)勝点は 90 分で決した場合、勝ち 3 点、負け 0 点とする。  
PK 方式で決した場合、勝ち 2 点、負け 1 点とする。  
(6)勝点の多い順に順位を決定する。但し、勝点合計が同一の場合、以下の順位で決定する。  
①得失点差 ②総得点 ③当該チームの対戦成績 ④抽選
7. 競技規則 (1)公益財団法人 日本サッカー協会 **2024/2025 年**競技規則 (改正ルール) を適用する。  
(2)交代選手は交代要員 7 名の中から 5 名に限り交代できる。(交代回数はハーフタイムを除き  
3 回までとする)  
脳震盪またはその疑いのある選手が発生した場合、選手の交代は上記で定める交代人数お

よび交代回数に含まれない。ただし、回数は1回に限るものとする。また、通常の選手の交代と判別できる手続きで行わなければならない。

(3)本リーグ戦において退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できない。その後の処置については、一般社団法人京都府サッカー協会規律委員会で決定する。

一般社団法人京都府サッカー協会より処分を通知する。

(4)本リーグ期間中、警告を2回(累積)受けた選手は、次の1試合に出場できない。

8. 参加料 参加料は45,000円とする。

9. その他 (1)マッチコーディネーションミーティングを試合開始70分前に実施する。

○両チームのユニフォームを主審が決定する。(FP/GK正副一式を必ず持参すること。写真可)

○諸注意事項の説明等を行う。

キックオフ70分前にメンバー表を「電子登録証または登録選手一覧」(写真付)とあわせて本部に提出すること。

(2)本リーグの優勝・準優勝チームは、第59回関西府県リーグ決勝大会に出場する権利と義務を有する。

○第59回関西府県リーグ決勝大会・・・2024年12月1日(日)～2025年1月18日(土) 関西各地

(3)参加選手は当該チームに2024年10月13日(日)までに登録を完了していること。

(4)試合球は、京都フットボール連盟が用意する。(モルテンを使用)

(5)試合をする両チームは、それぞれ2名以上のボールパーツを準備し試合を円滑に進めること。

(6)出場チームは試合会場の設営・後片付け等、競技委員の指示に基づき協力すること。

(7)不正行為に対する処置、その他本要項にない事項については、一般社団法人京都府サッカー協会規律委員会により決定する。

以上